

# 社会福祉法人 ひかり福祉会

## 役員等報酬および費用弁償規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひかり福祉会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

### (報 酬)

第2条 役員等のうち法人業務を行うものに対して報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、別表の通りとする。

3 報酬を支給するのは、執行理事（理事会・評議員会を除く）の機関会議への出席、法人において必要と認められる業務を行う場合とする。

### (支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

### (費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 宿泊料は、次のとおりとする。

宿泊料 1泊につき12,000円または主催者の斡旋等による実費額

### (改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

### 付 則

この規程は、2009（平成21）年 4月 1日から施行する。

この規程は、2013（平成25）年 4月 1日より一部改正する。

この規程は、2013（平成25）年11月 1日より一部改正する。

この規程は、2016（平成28）年 4月28日より一部改正する。

この規程は、2017（平成29）年 4月 1日より一部改正する。

この規程は、2021（令和 3）年 6月16日より一部改正する。

別表

区分	報酬額	費用弁償	備考
理事長	月額 150,000円	実費	法人の日常的業務・理事長専決事項等の処理業務。 尚、この業務に執行理事会等法人の機関会議への参加は含まない。
専務理事 常務理事	月額 130,000円	実費	法人事務局としての業務を行うものに限る。
執行理事	月額 100,000円	実費	法人事務局としての業務を行うものに限る。
理事・監事・評議員	日額 5,000円	実費	執行理事等法人の機関会議等への出席。 尚、理事会・評議員会への参加については、費用弁償のみ。
その他の委員 (法人が必要に応じて開催する各種委員会の委員)	日額 5,000円	実費	法人の機関会議等への出席

※月額報酬について種々の事情（長期入院等）により、明らかにその業務に従事できないときはこれを支給しない。

※監事監査に関しては、別途、下記の報酬を支給する。

- ・運営監事 日額：10,000円
- ・会計監事 日額：50,000円